

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年12月11日

【会社名】 クレディ・スイス・エイ・ジー
(Credit Suisse AG)

【代表者の役職氏名】 取締役会会長 ウルス・ローナー
(Urs Rohner, Chairman of the Board)

【本店の所在の場所】 スイス チューリッヒ CH-8001 パラデプラッツ 8 番地
私書箱 1 号
(Paradeplatz 8, Postfach 1, CH-8001 Zurich Switzerland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平 川 修

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂 K タワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888 - 1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 石 塚 重 臣
弁護士 野 原 新 平

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂 K タワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888 - 1000

【届出の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした売出金額】 18億6,000万円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 クレディ・スイス・エイ・ジー、東京支店
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号泉ガーデンタワー

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年11月26日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、売出券面額の総額及び売出価額の総額が決定しましたので、関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 売出要項

1 売出有価証券

売出社債（短期社債を除く。）

2 売出しの条件

3【訂正箇所】

訂正を要する箇所及び訂正した箇所には下線を付しております。

第一部【証券情報】

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債(売出短期社債を除く。)]】

<訂正前>

銘 柄	クレディ・スイス・エイ・ジー 2016年12月20日満期 期限前償還条項(トリガーステップダウン) ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 日経平均株価連動 円建社債 (以下「本社債」という。)(注1)		
売出券面額の総額 又は 売出振替社債の総額	20億円(予定)(注2)	売出価額の 総額	20億円(予定)(注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	100万円
償還期限	2016年12月20日(当該日が営業日(下記「2 売出しの条件- 社債の要項の概要 16. 定義」に定義する。)でない場合、翌営業日とし、当該翌営業日が翌暦月に属する場合には、直前の営業日とする。以下「満期償還日」という。)		
利率	計算代理人によって決定された利率判定評価日(以下に定義される。)における日経平均株価終値(以下に定義される。)によって、関連する利息期間(以下に定義される。)に適用される利率は、以下のとおり変動する。 (1) 各利率判定評価日において、日経平均株価終値が利率判定価格(以下に定義される。)以上である場合： 年6.00% (2) 各利率判定評価日において、日経平均株価終値が利率判定価格未満である場合： 年1.50%		
売出しに係る社債の 所有者の住所 及び氏名又は名称	長野県上田市常田二丁目3番3号 八十二証券株式会社(以下「売出人」という。)		
利払期日	2014年3月20日(以下「当初利払期日」という。)(当日を含む。)から満期償還日(当日を含む。)までの毎年3月20日、6月20日、9月20日及び12月20日(以下、それぞれ「利払期日」という。)		

<p>摘要</p>	<p>(1) 期限前償還 期限前償還判定日の日経平均株価終値が計算代理人によって決定されたトリガー価格以上である場合、各本社債は直後の利払日に直ちに償還される。下記の「2 売出しの条件 - 社債の要項の概要 - 4. 償還及び買入 - 4.2.日経平均株価水準による期限前償還」を参照のこと。(注3)</p> <p>(2) 信用格付 2013年11月26日現在、クレディ・スイス銀行は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」という。)からA1の、スタンダード&プアーズ・クレジット・マーケット・サービス・ヨーロッパ・リミテッド(以下「S&P」という。)からAの、フィッチ・イタリア・エス・ピー・エー(以下「フィッチ」という。)からAの長期格付を取得している。</p> <p>ムーディーズ、S&P及びフィッチは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、いずれも金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。</p> <p>ムーディーズ、S&P及びフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者としてムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第7号)が登録されており、各信用格付の前提、意義及び限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(http://www.moodys.co.jp))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(http://www.standardandpoors.co.jp)の上段「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」(http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered)に掲載されている「格付の前提・意義・限界」及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(http://www.fitchratings.co.jp)に掲載されている「格付の前提・意義・限界」(http://www.fitchratings.co.jp/web/ja/pages/regulatoryaffairsandnews.html)において、それぞれ公表されている。</p> <p>(3) その他 本社債に適用されるその他の条件については「社債の要項の概要」を参照のこと。</p>
-----------	---

(注1) 本社債は、社債発行に関するクレディ・スイス銀行(ロンドン支店を通じて行為する。以下、ロンドン支店を通じて行為する場合、「発行会社」という。)の2013年7月10日付ストラクチャード・プロダクツ・プログラム(以下「本プログラム」という。)に基づき発行会社によって2013年12月19日(以下「発行日」という。)に発行され、ユーロ市場において販売され、クレディ・スイス・インターナショナル(以下「CSI」又は「ディーラー」という。)によって引き受けられる。本社債はいずれの証券取引所にも上場される予定はない。

(注2) 日本における売出券面額の総額及び売出価額の総額はユーロ市場で発行される本社債の額面総額と同額である。本社債の額面総額は、本社債の需要状況を勘案した上で決定される。なお、最終的に決定される売出券面額の総額及び売出価額の総額は、需要状況次第で、上記の金額と大きく相違する可能性がある。

(後略)

<訂正後>

銘 柄	クレディ・スイス・エイ・ジー 2016年12月20日満期 期限前償還条項(トリガーステップダウン) ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 日経平均株価連動 円建社債 (以下「本社債」という。) (注1)		
売出券面額の総額 又は 売振替社債の総額	18億6,000万円(注2)	売出価額の 総額	18億6,000万円(注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	100万円
償還期限	2016年12月20日(当該日が営業日(下記「2 売出しの条件- 社債の要項の概要 16. 定義」に定義する。)でない場合、翌営業日とし、当該翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日とする。以下「満期償還日」という。)		
利率	計算代理人によって決定された利率判定評価日(以下に定義される。)における日経平均株価終値(以下に定義される。)によって、関連する利息期間(以下に定義される。)に適用される利率は、以下のとおり変動する。 (1) 各利率判定評価日において、日経平均株価終値が利率判定価格(以下に定義される。)以上である場合： 年6.00% (2) 各利率判定評価日において、日経平均株価終値が利率判定価格未満である場合： 年1.50%		
売出しに係る社債の 所有者の住所 及び氏名又は名称	長野県上田市常田二丁目3番3号 八十二証券株式会社(以下「売出人」という。)		
利払期日	2014年3月20日(以下「当初利払期日」という。)(当日を含む。))から満期償還日(当日を含む。))までの毎年3月20日、6月20日、9月20日及び12月20日(以下、それぞれ「利払期日」という。)		
摘要	<p>(1) 期限前償還 期限前償還判定日の日経平均株価終値が計算代理人によって決定されたトリガー価格以上である場合、各本社債は直後の利払日に直ちに償還される。下記の「2 売出しの条件 - 社債の要項の概要 - 4. 償還及び買入 - 4.2. 日経平均株価水準による期限前償還」を参照のこと。(注3)</p> <p>(2) 信用格付 2013年11月26日現在、クレディ・スイス銀行は、ムーディーズ・インベスターズ・サービシズ(以下「ムーディーズ」という。))からA1の、スタンダード&プアーズ・クレジット・マーケット・サービシズ・ヨーロッパ・リミテッド(以下「S&P」という。))からAの、フィッチ・イタリヤ・エス・ピー・エー(以下「フィッチ」という。))からAの長期格付を取得している。</p> <p>ムーディーズ、S&P及びフィッチは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、いずれも金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。</p> <p>ムーディーズ、S&P及びフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者としてムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第2号)、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第5号)及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第7号)が登録されており、各信用格付の前提、意義及び限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(http://www.moodys.co.jp))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(http://www.standardandpoors.co.jp)の上段「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」(http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered)に掲載されている「格付の前提・意義・限界」及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(http://www.fitchratings.co.jp)に掲載されている「格付の前提・意義・限界」(http://www.fitchratings.co.jp/web/ja/pages/regulatoryaffairsandnews.html)において、それぞれ公表されている。</p> <p>(3) その他 本社債に適用されるその他の条件については「社債の要項の概要」を参照のこと。</p>		

- (注1) 本社は、社債発行に関するクレディ・スイス銀行(ロンドン支店を通じて行為する。以下、ロンドン支店を通じて行為する場合、「発行会社」という。)の2013年7月10日付ストラクチャード・プロダクツ・プログラム(以下「本プログラム」という。)に基づき発行会社によって2013年12月19日(以下「発行日」という。)に発行され、ユーロ市場において販売され、クレディ・スイス・インターナショナル(以下「CSI」又は「ディーラー」という。)によって引き受けられる。本社は、いずれの証券取引所にも上場される予定はない。
- (注2) 日本における売出面額の総額及び売価額の総額はユーロ市場で発行される本社の額面総額と同額である。

(後略)

2【売出しの条件】

<訂正前>

摘要

- (1) 本社の日本における受渡期日は、2013年12月20日である。
- (2) 本社のすべての申込人は2013年12月20日に売出価格を日本円にて支払う。
- (3) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日及び発行日を概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。
- (4) 本社の申込み及び払込みは本社の申込人と売出人の間で締結される「外国証券取引口座約款」に従ってなされる。当該契約を締結していない申込人は当該契約を締結しなければならない。外国証券取引口座を通じて本社債を購入する場合、外国証券取引口座約款の規定に従い本社の券面の交付は行わない。
- (5) 本社は1933年合衆国証券法(以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後も登録される予定もない。また、合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社の募集、売出し又は販売を行ってはならない。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(後略)

<訂正後>

摘要

- (1) 本社の日本における受渡期日は、2013年12月20日である。
- (2) 本社のすべての申込人は2013年12月20日に売出価格を日本円にて支払う。
- (3) 本社の申込み及び払込みは本社の申込人と売出人の間で締結される「外国証券取引口座約款」に従ってなされる。当該契約を締結していない申込人は当該契約を締結しなければならない。外国証券取引口座を通じて本社債を購入する場合、外国証券取引口座約款の規定に従い本社の券面の交付は行わない。
- (4) 本社は1933年合衆国証券法(以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後も登録される予定もない。また、合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社の募集、売出し又は販売を行ってはならない。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(後略)